生徒心得

1心得

- (1)常識を身に付けた、立派な社会人となるよう修養に励む。
- (2)礼節を正しくし、高等学校生徒としての品位を保つ。
- (3) 正規の服装を着用し、身なりをきちんとする。

2服装・礼儀

2-1 服装

- (1)登下校時及び校時中は学校指定の制服を着用する。なお、夏服期間はリボン・ネクタイを着用しなくても良い。
- (2)ワイシャツ・ブラウスの色は白色とし、裾はズボン・スカートの中に入れる。
- (3)入学式・対面式・卒業式・始業式・終業式、その他の指示があった場合は、正装とする。正装の際は、指定されたネクタイ・リボンを着用する。冬服着用時はブレザーを着用する。また、スカート
 丈は膝丈とする。

なお、服装や頭髪等身だしなみに問題がある生徒は、式や行事に参加させず、別室にて生活指導 部が改善のための指導を行う。

(4) 衣替えは5月下旬(中間考査前日)と11月1日(中間考査前日)とする。ただし、5月1日から5月下旬(中間考査前日)までと、10月1日から10月31日(中間考査前日)までは夏服・冬服のどちらを着用しても良い移行期間とする。

ブレザーを着用する場合は、指定されたネクタイ・リボンを着用すること。

(5) 部活動や文化行事等、校外で活動する場合も、原則として制服を着用する。

「衣替え」

11/1	冬服期間	リボン・ネクタイ・ブレザーを着用する
(中間考査初日) ~4/30		
5/1~5/下旬	夏服移行期間	ブレザー着用の際は、ネクタイ・リボン着用
5/下旬	夏服期間	リボン・ネクタイ・ブレザーを着用しなくてもよい
(中間考査初日) ~9/30		(正装はリボン・ネクタイ着用)
10/1~10/31	冬服移行期間	ブレザー着用の際は、ネクタイ・リボン着用

- (6) 冬服着用時に、ブレザーの下にセーター・カーディガン・ベスト(色は白・黒・紺・グレーのいずれか)を重ね着しても良い。また、冬服期間に校内ではセーター・カーディガン・ベストで過ごしてもよい。ただし、セーター・カーディガン・ベストは平織り無地とし、刺繍はワンポイントまでとする。
- (7) 夏服着用時に、ワイシャツ・ブラウスの上にベスト(色は白・黒・紺・グレーのいずれか)を重ね着 しても良い。ただしセーター・カーディガンを着用してはならない。
- (8) 実習時、体育実技時は、本校指定の服装に着替える。
- (9)登下校時の履物は、原則として運動靴又は革靴とする。実習時、体育実技時は、学校が認めた履物を履く。
- (10) 頭髪は常に清潔に保つ。パーマ、染髪・脱色、エクステンション等は禁止である。

(11)ピアス、イヤリング、指輪、マニキュア、化粧等は禁止である。 *頭髪・装飾品等について注意を受けた際は、速やかに改善する。

2-2礼儀

- (1)来賓・職員・目上の人には、その時に応じた挨拶をする。
- (2)校長室・職員室などの入室の際は、クラスと名前を名乗り、挨拶をしてから入室する。
- (3)時間を厳守し、行動は敏速、静粛にする。
- (4)集会等へは正装で参加し、雑談私語をしない。

3通学

- (1) 8 時 3 0 分までに登校し、最終下校時刻は 1 6 時 5 5 分とする。ただし、昼休みまでに「延刻届」 を提出し、学校が下校時刻の延長を認めた場合、最終下校時刻を 1 7 時 2 0 分とする。 ※定期考査後の午前中授業の日は、下校時刻の延長を認めない。
- (2) 登校時から終礼時までは原則として外出禁止とする。
- (3)登下校時は常に交通ルールを守り、秩序ある行動をとる。
- (4)自転車で登校する場合、学校へ自転車通学登録申請をするとともに、指定のステッカーを自転車の後輪泥除け等に貼り付ける。
- (5)オートバイ・車による通学は認めない。
- (6)登下校時に事故を起こしたり、事故にあった場合は、まず、警察に通報し、その後保護者・学校に連絡する。

4施設及び用具の使用

- (1)公共物は丁寧い取り扱い、常に使用後の始末を厳重にする。破損、汚損又は紛失したときには直ちに生活指導部に届け出る。故意又は重大な過失によるものは弁償を求める場合がある。
- (2)休日に施設及び用具等を使用するときは、事前に担当教員へ届け出る。
- (3) 校舎内外の清掃に積極的に取り組むとともに、自然環境に配慮した省エネルギー、再資源化に自ら進んで協力する。
- 5 所持品・携帯電話等の管理
- (1)所持品には、校名・学年・組・氏名を明記する。
- (2)生徒手帳(身分証明書)を、常に携行する。
- (3) 原則として教科学習、各教科外活動に必要な用具(学用品)以外は、学校に持ち込まない。
- (4) 貴重品は、各自で責任をもって管理する。
- (5)パソコン・携帯電話による SNS (ソーシャルネットワークサービス) を使用した誹謗・中傷や個人情報の書き込みをしない。
- 6アルバイトの扱い

アルバイトは、原則として禁止する。ただし、家庭の経済状況が厳しく、その負担を軽減するためのものについては、学業に支障が生じない範囲で家庭の責任において認める。ただし、担任へその都度報告する。

7忌引き日数

忌引き日数は次の通りとする。(土日祝祭日を含む) ただし遠隔地の場合、規定日に前後1日ずつ加算する。

- ①父母・・・・・・・・ 7 日以内
- ②祖父母、兄弟姉妹・・・・・・3日以内
- ③曾祖父母、伯叔父母・・・・・・1日